

2020年11月4日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

居宅支援に関する要望書

きょうざれん
理事長 斎藤 なを子

2003年支援費制度によって公費による障害者のホームヘルプ制度が施行され、一部の市町村で細々と実施されていたホームヘルプの事業は、全国的な制度化の中で急速に利用者が増加しました。それまで親の役割として課せられ続けてきた家庭内における障害者の介助の役割を、ヘルパー制度の広がりによって社会化できたととも言えます。しかしヘルパー制度がスタートして17年が経過した現在も、依然としてサービスの提供主体の不足、深刻な担い手不足、自治体によってサービス実施状況や内容に格差があるといった様々な問題が残されています。

2014年1月20日に日本も障害者権利条約(以下、権利条約)を批准しました。その第19条では「すべての障害者が他の者と平等の選択をもって地域社会で生活する平等の権利を有する」と述べています。権利条約の批准によって「他の者との平等」を基礎に、障害のある人が地域社会で当たり前に生活することを求めていくことがますます重要になっています。

しかし権利条約批准から7年目を迎えた今も、障害のある人にとっては権利条約の理念の具現化が実現できている状況とは言えません。残念ながらいまだに障害者が障害のない人と同じように、地域の中で「どこで誰と住むか選択でき、生活する事ができる」状況にはなっていません。

私たちは地域での居宅支援を利用する障害当事者、家族の願いを実現するために、以下の点について要望します。

記

I. 地域での安心した暮らしの実現のために

1. 居宅介護の業務内容に家事援助を正當に位置づけてください。

家事援助は障害がある人の地域生活、自立支援に必要不可欠なものです。今後も訪問介護の業務内に家事援助を正當に位置付けてください。現行の家事援助の低い報酬単価を見直し充実させてください。

2. 重度訪問介護について、報酬単価を引き上げてください。

重度訪問介護は身体的介護度の高い方や進行性の難病の重度障害者の利用が多く、医療や訪問看護等との連携を求められるケースが多くあり、高い専門性が求められます。しかし求められる高度な専門性に反して報酬単価が低く、その事がヘルパー不足、事業所不足の要因となっています。

また、長時間支援を想定されながらも、3時間未満の支援も多く利用されています。報酬単価全体の引き上げと共に、特に3時間未満の単価については身体介護の単価設定と同等にしてください。

3. 重度訪問介護の支援内容に通勤、通学、就学、就労時の利用を可能にしてください。

「他の者との平等」の生活を作っていくために、通勤、通学、就学、就労時の利用ができるよう、支援内容を広げてください。

4. 入院中の重度訪問介護の利用について対象者、支援内容を拡大してください。

対象者を支援区分6に限定せず、区分4以上重度訪問対象者まで拡大してください。あわせて、日頃慣れているヘルパーが入院時の介護も出来るよう、支援内容を意思疎通に限定せず、身体介護もできるようにしてください。また、受け入れ側の病院が制度を利用できる事を知らず、「利用できなかった」「断られた」事例もあるようです。改めて制度について周知をしてください。

II. 居宅支援事業の安定のために

1. サービス提供責任者の業務を評価する加算を創設してください。

サービス提供責任者はヘルパーの勤務管理や訪問介護計画書の作成に加え、自ら訪問しサービスを提供するなど、多くの業務を行っています。また利用者の状態等について相談支援専門員への情報共有や報告等、担う役割や機能が増大している一方、業務量の多さやそれに見合わない処遇によりバーンアウトしてしまうサービス提供責任者もいます。サービス提供責任者の業務を適切に評価する加算を創設してください。

2. 居宅支援の基本報酬を増額してください。

現行の報酬額では、正規常勤として雇用ができず、非常勤職員に依存せざるを得ない実態があります。

居宅支援を支えるヘルパーの安定的な確保、専門性の向上の為に、現状の極めて低い報酬体系を見直し、基本報酬を大幅に増額してください。

3. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用中止や時間短縮などで減収となった事業所への補填をしてください。

きょうざれんの調査でも居宅介護事業所の9割近くが、移動支援を始めとする支援が中止、もしくは時間短縮となっており、減収となって事業所運営を直撃しています。新型コロナウイルス感染症に関わる減収については前年度実績と比較して減収分を補填してください。

同時にホームヘルパーの高齢化と人材不足が著しいなかで、新型コロナウイルスの感染拡大が起きているため、サービスを増やすどころか、維持することすら困難な状況にあります。潜在ホームヘルパーの復帰促進や、現職ホームヘルパーへの臨時手当含む給与増額など、早急に訪問系サービスの人材を増やす対策を打ち出してってください。

以上